

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係/日米協議委員会開催関係

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43732

議事日程文更

秘

特 期 限

大臣秘書官

事務次官

法服外務審議官

安川外務審議官

官房長

官房総務参事官

官房書記官

条約局長

条約課長

安全保障課長

松田

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

第20回協議委員会議題について

45.11.19

未北1

1. 本19日開催の標記協議委員会に
ついては、当省より前広に沖縄北方対策

庁事務当局と協議・区重ね、議題として
次の事項につき合意を得ていた。

(1) 「返還時に万が一アメリカ合衆
国との民政の諸権限の日本國

への移行を容易にするための合意
(以下「合意」と略称) の承認

(2) 昭和46年度沖縄復帰対策費

に関する日本側説明

(3) 「沖縄復帰対策要綱」案に

関する日本側説明

(4) 新聞発表がり協議

(5) フリートーク

2. (かるとニ3、13日喰より山中総務長官
は上記の1.(1)の「合意」の文言に異論

あり、これが是正されざる限り出席せざる旨同庁事務当局より当方に伝えられ、

18日に至るもその意向は不变である旨判明した。

具体的には、同長官は、(1)「合意」の3.(1)の後段に、我国内部の手続的

事項にかかる文言（注）が入っている
ことが不適当なりとの点、及び（ロ）「合意」

3. (5) の後段に、「琉球列島への出入
に関する助言と援助の付午は含まれ

ない」とあるのは、同長官の累次国会
答弁と矛盾する印象を与えるとの点を

問題としていた次第である。

右について当方にて調査せるとこ

} によれば、「合意」の対米交渉中、同庁と
緊密に連絡して文言につき同庁の同

} 意を得て確定した経緯が何ら同庁
より山中長官に報告されおらず、

} 従て同長官も「合意」の内容につき
ほとんど知られていなかつたこと、及び

山野対策庁長官の山中長官への説明

ぶりの不手際によるものと判明した。

3. より 18 日外務大臣の指示もあり、

急遽米側とも協議の上、上記(1)に

ついては「合意」本文より削除して非公表の了解覚え書(別添1.協議委

の席上で、外務大臣、総務長官、大使
がイニシアル)に記すこと、及び(四)に

ついては米側の強硬なる削除反対
に鑑み、別添2.の発言を長官より

席上行なうこととして解決する案を立て、
同日午後北米課長より山野長官

同席の七時に山中長官に説明中、愛知
外務大臣の来訪あり、同長官はこれを

了承し、出席を承諾した。

4. しかるところ、同日夕刻に至り、突如
対策庁事務当局より当課に対し、長官

は上記議題3（復帰対策要綱）を
削除せざれば出席を拒否する旨を

連絡の上、削除方要求越した。

當方より、すでに事務当局同志で

合意の上、未側~~とも~~^{日本}報ずのみであり、
かつ諸資料等物理的準備も完了

したことあらず反対したが、山野長官
自ら当課~~出席~~事務官に対し、「自分の
首

山中長官説得力は限界があるので
外務省は我慢して欲しい」と述べ、

同日中は調整がつかないまゝ19日の朝を迎えた。

5. 当方調査により、協議委員会の議題につき、同庁より山中長官へまとく

報告加なく、^(愛知) 18日外務大臣訪向終了後突然、同長官発言案の形で提出され、

しかも山野長官の説明が再び不手際であるたれで、同長官は「復帰後の措

^{方ゆきより}

置について未側の事前了解を必要とするとの考え方を持っていたことにもより、

^(当該行為は我が友國徹底のための通報ありと認められ山野長官に付入る)

同庁事務当局のヤリカに激しく反撃したものであることが判明した。よって、

愛知外務大臣に報告の結果、山中長官の気持を尊重するようにとの指示を得て、たまたま復帰対策要綱が18日の自民党政調審議会で留保され

た次第を理由として、米側に対し、これが
議題より削除方を申し入れ、その了

承を得てようやく同長官の出席を確
保した次第である。

6. 当方より、対策庁長官以下同庁幹
部に対し、上記次第により外務省

にて多大の迷惑をこうもりたること
につき強く抗議し、同長官も遺憾

の意を表したが、山中総務長官は
19日午後、山野長官以下対策庁

幹部に対し、旧議題③につき~~了承~~
外務省に同意を示えたと聞いて

いるところ、今後は外務省との連絡
を緊密にして行きかかることないよう

強く注意した趣。(田辺調整部長
の北末一課長に対する内話)

(注) 「.....また、米国政府は、日本国
政府の閣議で承認された前

に行なう日本国政府の援助計画
案の最終的検討、承認機能の

遂行を練続する。さらに、援助計
画に属する閣議承認後との計画

の軽微な変更以外のいかなる変更
も、米国政府の同意を必要とする。